

京都府公報

号外 第14号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ	○建築主事等の所管区域の指定 (建築指導課)	2
○京都府木造住宅耐震改修等事業費補助金 交付要綱の一部を改正する告示 (建築指導課)	1		

告 示

京都府木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府告示第156号

京都府木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱（平成19年京都府告示第474号）の一部を次のように改正する。

第1条中「耐震改修、簡易耐震改修及び耐震シェルター設置」を「耐震改修等」に改める。

第2条第3号及び第4号中「結果」を「結果、」に改め、同条に次の4号を加える。

(6) 耐震改修等 耐震改修、簡易耐震改修及び耐震シェルター設置をいう。

(7) 市町村補助金 市町村が、この告示に基づき府が市町村に交付する補助金をその財源の一部として木造住宅の耐震改修等に要する経費に対して交付する補助金をいう。

(8) 耐震判定機関 建築物の耐震改修又は簡易耐震改修の計画に関する判定及び評価を行うことができる機関として知事が認めるものをいう。

(9) 多雪区域 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第86条第2項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域をいう。

第4条第1項中「補助率」を「補助額」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 1の木造住宅に係る耐震改修等に対する市町村補助金については、1の木造住宅につき1回に限り、府の補助の対象とする。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

(1) 市町村補助金の交付を受けて既に耐震改修等を実施したことがある木造住宅（当該既に実施した耐震改修等が耐震改修であるときは、当該耐震改修に係る工事の完了後の評点が1.0未満であった場合のものに限る。）について、さらに評点を1.0以上に向上させる耐震改修を実施する場合

(2) 市町村補助金の交付を受けて既に簡易耐震改修を実施したことがある木造住宅について、耐震改修を実施する場合

第4条第3項を削る。

附則第2項を次のように改める。

2 令和6年度及び令和7年度の各年度分の補助金については、第2条第3号中「1.0（建築物の構造上やむを得ない場合又は居住性が著しく悪化する場合にあっては、0.7）以上に向上させるもの」とあるのは、「0.7以上に向上させるもの」とする。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

区分	補助対象経費		補助基本額	補助額
1 耐震改修	耐震改修A	耐震改修Aを実施する者に対する助成（市町村補助金に基づくものに限る。）に要する経費	1の木造住宅につき、次に掲げる額のいずれか少ない額 (1) 耐震改修Aの実施に要する経費（耐震判定機関による判定に要する経費を除く。）の額 (2) 150万円（多雪区域で実施される場合は、180万円）	1の木造住宅につき、補助対象経費の範囲内において、(1)に掲げる額（当該木造住宅が市町村補助金の交付を受けて既に耐震改修等を実施したことがあるものである場合は、次に掲げる額のいずれか少ない額）以内の額 (1) この項補助基本額の欄の規定により算定される補助基本額に3分の1を乗じて得た額 (2) 50万円（多雪区域で実施される場合は、60万円）から当該既の実施した耐震改修等につき交付を受けた府の補助額を控除した額
	耐震改修B	耐震改修Bを実施する者に対する助成（市町村補助金に基づくものに限る。）に要する経費	1の木造住宅につき、次に掲げる額のいずれか少ない額 (1) 耐震改修Bの実施に要する経費（耐震判定機関による判定に要する経費を除く。）に5分の4を乗じて得た額 (2) 100万円（多雪区域で実施される場合は、120万円）	1の木造住宅につき、補助対象経費の範囲内において、(1)に掲げる額（当該木造住宅が市町村補助金の交付を受けて既に簡易耐震改修を実施したことがあるものである場合は、次に掲げる額のいずれか少ない額）以内の額 (1) この項補助基本額の欄の規定により算定される補助基本額に4分の1を乗じて得た額 (2) 25万円（多雪区域で実施される場合は、30万円）から当該既の実施した簡易耐震改修につき交付を受けた府の補助額を控除した額
2 簡易耐震改修	簡易耐震改修を実施する者に対する助成（市町村補助金に基づくものに限る。）に要する経費		1の木造住宅につき、次に掲げる額のいずれか少ない額 (1) 簡易耐震改修の実施に要する経費（耐震判定機関による判定に要する経費を除く。）に5分の4を乗じて得た額 (2) 40万円	1の木造住宅につき、補助対象経費の範囲内において、この項補助基本額の欄の規定により算定される補助基本額に4分の1を乗じて得た額以内の額
3 耐震シェルター設置	耐震シェルター設置を実施する者に対する助成（市町村補助金に基づくものに限る。）に要する経費		1の木造住宅につき、次に掲げる額のいずれか少ない額 (1) 耐震シェルター設置の実施に要する経費に4分の3を乗じて得た額 (2) 30万円	1の木造住宅につき、補助対象経費の範囲内において、この項補助基本額の欄の規定により算定される補助基本額に2分の1を乗じて得た額以内の額

備考 1 この表において、「耐震改修A」とは耐震改修に係る工事の完了後の評点が1.0以上となるものをいい、「耐震改修B」とは当該評点が0.7以上1.0未満となるものをいう。
2 この表において、耐震改修等（耐震シェルター設置を除く。）の実施に要する経費には、工事費を計上する場合に限り、設計費を計上することができる。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行し、この告示による改正後の京都府木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱の規定は、令和6年度分の補助金から適用する。



京都府告示第157号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第4条第9項の規定により、所轄区域とその区域を所管する建築主事及び建築副主事（以下「建築主事等」という。）を次のとおり指定した。

なお、建築基準法第4条第7項の規定により所轄区域とその区域を所管する建築主事を指定した告示（昭和46年京都府告示第191号）は、廃止する。

令和6年4月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

所 轄 区 域	所 管 の 建 築 主 事 等
向日市、長岡京市、乙訓郡大山崎町	京都府乙訓土木事務所所属の建築主事等
城陽市、八幡市、京田辺市、久世郡久御山町、綴喜郡井手町、宇治田原町	京都府山城北土木事務所所属の建築主事等
木津川市、相楽郡笠置町、和束町、精華町、南山城村	京都府山城南土木事務所所属の建築主事等
亀岡市、南丹市、船井郡京丹波町	京都府南丹土木事務所所属の建築主事等
舞鶴市、綾部市	京都府中丹東土木事務所所属の建築主事等
福知山市	京都府中丹西土木事務所所属の建築主事等
宮津市、京丹後市、与謝郡伊根町、与謝野町	京都府丹後土木事務所所属の建築主事等